



World Archery Para Archery

世界アーチェリー連盟パラアーチェリー

クラス分け委員ハンドブック

2017年4月

目次

はじめに	4
パラアーチェリークラス分け倫理規定	5
セクション 1 – 規則	6
1 出場資格のある障がいの種類	6
2 不適格な障がいの種類	6
3 健康状態	7
4 パラアーチェリークラス分けと競技クラス	7
4.1 パラアーチェリーのクラス分け	7
4.2 クラス分けステイタス	8
4.3 パラアーチェリー競技クラス	8
セクション 2 – クラス分けパネル	9
5 クラス分けパネル構成	9
セクション 3 – 選手評価	10
6 機能的クラス分けシステム	10
7 医療受診報告書	11
8 クラス分け手順	14
8.1 ベンチテスト	14
8.2 フィールドテスト	14
9 クラス分けフォーム	15
10 クラス分け未完了	16
11 競技クラスステイタス	16
11.1 Confirmed (C) ステイタス (認定済みステイタス)	16
11.2 Review (FRD) ステイタス (再評価ステイタス)	17
11.3 Not Eligible (NE) ステイタス (不適格ステイタス)	19
12 最小の障がい基準に満たない	19
13 評価セッション中の不正行為	19
14 意図的不実表示	21

セクション 4 – テスト手順	22
15 ベンチテスト評価	22
15.1 ポイント評価	22
15.2 テスト方法	22
15.3 クラス分け採点システム	25
16 配点の図解ガイド	27
セクション 5 – 競技クラスプロフィール	28
17 W1	28
18 W2	29
19 立位クラス	30
20 視覚障がい (VI)	31
セクション 6 – 競技用具と補助用具	32
21 補助用具	32
21.1 車いす	32
21.2 スツール	33
21.3 使用が許可される身体支持具 (ボディサポート) / ストラップ	34
21.4 リリースエイド装置	34
21.5 ボウバンデージ	34
21.6 ボウアームエイド	35
21.7 ボウアームスプリント	35
21.8 スtringアームリストスプリント	35
21.9 ブロック / くさび	35
21.10 シューティングアシスタント	35
21.11 視覚障がいの補助用具	36
付録	37

はじめに

世界アーチェリー連盟は、国際パラリンピック委員会（IPC）と完全に合意して、パラリンピック競技大会とパラアーチェリー世界選手権はすべての障がい者のためにあるべきではなく、アーチェリーのパフォーマンスに直接的かつ重要な影響を与える障がいを持つ競技者のためにあるということを明記している。

このクラス分け委員ハンドブックは世界アーチェリー連盟（WA）が開発した。WAは「[国際パラリンピック委員会（IPC）ハンドブック、規程、およびクラス分け規則](#)」併せて「パラアーチェリー規則とガイドライン」を開発してきた。そのため本ハンドブックは、IPC規程の適切かつ最新のセクションおよびそれに付随する国際基準とあわせて読まなければならない。

本文書は、主にパラアーチェリークラス分け委員の訓練および参照用だが、コーチ、サポート要員、とりわけ競技者らも活用し、パラアーチェリーを統括する世界アーチェリー連盟（WA）の規則と手順を理解し、WA国際クラス分け委員の役割やクラス分け評価中に何が行われるかを知るために役立てること。

本文書はコーチングの方法に影響を与えるものであり、医療上の必要性に応じて割り当てられる利用可能な補装具の指標になるべきである。世界アーチェリー連盟は、本文書をコーチ、競技者、その他のユーザーに提供しているが、本文書内に医学用語が含まれていることを念頭に置き、内容を理解するのに問題があれば、適切な資格のある者から助言を求めなければならない。

アーチェリーおよび用具を統括するすべてのWA規則（[世界アーチェリー連盟ルールブック 3第11章](#)）とクリーンスポーツ（[世界アーチェリー連盟ルールブック 6](#)）は、WAの大会に出場するすべての競技者に関連するものであり、パラアーチェリー部門に出場する競技者を統括するものである。

世界アーチェリー連盟は、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)および国際スポーツコミュニティのクリーンスポーツへのコミットメントに完全に合意して、WADA規程を採用しており、すべての競技者はこれらの規則および手順に従わなければならない。この点に関するコーチ、競技者、サポート要員からの質問に対する回答については、WAルールブック6を参照するかWA医療スポーツ科学委員会（the WA Medical and Sport Science Committee）に支援を求めるものとする。

パラアーチェリークラス分け倫理規定

すべてのパラアーチェリー国際クラス分け委員およびその候補者は、かかる誓約を把握し署名して、世界アーチェリー連盟との契約や資格の詳細を共有することに同意する。

パラアーチェリークラス分け委員倫理規程 (Para Archery Classifiers Code of ethics)

As a World Archery International Para Archery Classifier I pledge:

私は、世界アーチェリー連盟のパラアーチェリー国際クラス分け委員として以下のことを誓います。

To safeguard the dignity of the athlete with a disability competing in the sport of archery.

To oppose discrimination on the basis of disability or discrimination related to race, gender, nationality, ethnic origin, religion, philosophical or political opinion, marital status or sexual orientation.

To maintain confidentiality of all health-related athlete information.

To display courtesy and respect to athletes, and all others involved in the sport.

To perform all assigned duties competently, consistently, and objectively.

To declare any potential conflicts of interest that could be perceived as using the International Para Archery Classifier role to obtain advantages or benefits of any kind.

アーチェリーを競技する障がいを持つ競技者の尊厳を守ること。

障がいに基づく差別または人種、性別、国籍、民族的起源、宗教、哲学的もしくは政治的な意見、婚姻状況もしくは性的指向に関連する差別に反対すること。

競技者の健康にかかわるすべての情報の機密性を保持すること。

競技者および競技に関わるすべての人に礼儀と敬意を表明すること。

割り当てられた任務すべてを的確に、一貫性、客観性を持って遂行すること。

パラアーチェリー国際クラス分け委員の役割を使って利点や便益を得ていると認識されうる一切の潜在的な利益相反を明らかにすること。

パラアーチェリー国際クラス分け委員の登録申請書と倫理規定誓約書は、WAのウェブサイトにある。すべてのパラアーチェリー国際クラス分け委員およびその候補者は、いかなるクラス分けを行う前に、訓練を滞りなく完了した上で誓約書と本書に署名してWAに提出する必要がある。

セクション1ー規則

1 出場資格のある機能障がいの種類

([IPCクラス分け規程：出場資格のある障がいのための国際基準 \(2016年9月\)](#))

現行のIPC規程およびクラス分け規則にある通り、個人は、医師によって記入された医療受診報告書（Medical Intake forms）で確認される出場資格のある医学的状态に基づいてのみパラアーチェリーに出場する資格を有し、これらの障がいは、本来**恒久的**であると認定されなければならない。以下に出場資格がある障がいとして記載されていない一切の障がいは「不適格な障がい」とする。これらの医学的診断および結果として生じる医学的障がいは、関連する診断テストと共に、WAパラアーチェリーへの参加資格を決定する。

世界アーチェリー連盟は、「出場資格のある障がいのためのIPCクラス分け規則の付録1」に基づき、以下の身体的または視覚的障がいの種類の医療診断のみをパラアーチェリーの出場資格として認定する。

- 筋力障がい（Impaired muscle power）
- 受動的関節可動域障がい（Impaired passive range of movement）
- 四肢欠損（Loss of limb or limb deficiency）
- 筋緊張亢進（Hypertonia）
- 運動失調（Ataxia）
- 視覚障がい（Visual Impairments）

2 不適格な障がいの種類

([IPC規程：出場資格のある障がいのための国際基準 \(2016年9月\)](#))

すべての競技者に対する不適格な障がいの種類の例を以下にあげるが、これに限定されない。

- 痛み（Pain）
- 筋緊張の低下（Low Muscle tone）
- 関節の過可動性（Hypermobility of joints）
- 不安定な肩関節や関節の反復性脱臼（recurrent dislocation）などの関節不安定性
- 運動反射機能の障がい（Impaired motor reflex functions）
- 筋持久力の障がい（Impaired muscle endurance）
- 心臓血管機能および呼吸機能の障がい（Impaired cardiovascular or respiratory functions）
- 代謝機能の障がい（Impaired metabolic functions）
- チック（tics）および衝動症（mannerisms）、常同行動（stereotypes）、運動保続（motor perseveration）

3 健康状態

([IPC規程：出場資格のある障がいのための国際基準 \(2016年9月\)](#))

出場資格のある潜在的な健康状態でない健康状態や障がいを持つ選手は、パラスポーツの出場資格を得ることができない。そのような健康状態は以下のとおり。

- 主に痛みを引き起こす（例：筋筋膜疼痛機能障害症候群（*myofascial pain dysfunction syndrome*）、線維筋痛（*fibromyalgia*）または複合性局所疼痛症候群（*complex regional pain syndrome*））
- 主に疲労を引き起こす（例：慢性疲労症候群（*chronic fatigue syndrome*））
- 主に過剰運動（*hypermobility*）または筋緊張低下（*hypotonia*）を引き起こす。（例：エーラス・ダンロス症候群（*Ehlers-Danlos syndrome*））
- その性質上、主に心理的または心因性の健康状態（転換性障がい（*conversion disorders*）または心的外傷後ストレス障がい（*post-traumatic stress disorder*））

本文書内で病的状態および医学的状态を完全に網羅することは不可能である。判断がつかない場合、パラアーチェリー国際クラス分け委員は、[IPCクラス分け規程](#)および関連文書を参照しなければならない。

さらに、世界アーチェリー連盟の規則は、安全性および健康上の理由から、低身長症および知的障害は不適格（*non-eligible*）とみなす。

4 パラアーチェリーのクラス分けと競技クラス

出場資格があると見なされると、競技者はクラス分け評価手順に従って評価される。その後クラスステータスが割り当てられ適切な競技クラスに配置され、以下のクラス分けグループのどれかに入る。

4.1 パラアーチェリーのクラス分け

6つのクラス分けグループがある。

以下の4つは、世界アーチェリー連盟のクラス分け委員によりクラス分けされる。

- W1（最も重い障がいのあるグループ）
- W2（車いす）
- ST（立位）
- NE（不適格）

残りの2つのグループは、IBSA（国際視覚障害者スポーツ連盟）のクラス分け委員によりクラス分けされる。

- B1（視覚障がい）
- B2/B3 複合（視覚障がい）

4.2 クラス分けステイタス

([IPC規程：競技者評価のための国際基準\(2016年9月\)](#))

- Confirmed (C) (認定済み)
- Review with Fixed Review Date (FRD) (日付指定有り再評価)

4.3 パラアーチェリー競技クラス

- W1 オープン
 - 男性
 - 女性
- コンパウンドオープン
 - 男性
 - 女性
- リカーブオープン
 - 男子
 - 女子
- 視覚障がい

[本書の先頭に戻る](#)

セクション2 – クラス分けパネル

5 クラス分けパネル構成

(IPC規程: 競技者評価のための国際基準 (2016年9月))

国際パラアーチェリークラス分けパネルには、有資格パラアーチェリー国際クラス分け委員を最低2名で構成される。

クラス分けパネルメンバーのうち最低1名はパラアーチェリー国際クラス委員でなければならない。もう1名は、新人パラアーチェリー国際クラス委員候補でも可能。

1 パネルは、異なる国のパラアーチェリー国際クラス分け委員2名から構成されなければならない。この構成が不可能な場合、クラス分けを受ける競技者にはReviewステータス（再評価）が与えられる。

例外：健康状態が自動的に条件を満たしている場合、結果としてConfirmedステータス（認定済み）が与えられる。

可能であれば、パラアーチェリー国際クラス分け委員は、自分の国の出身である競技者のクラス分けには関わらない。国際パラアーチェリークラス分け委員が同じ国の出身である競技者のクラス分けに関わるようになった場合には、その競技者にはReviewステータス(R:再評価)が与えられる。

例外：健康状態が自動的に条件を満たしている場合、結果としてConfirmedステータス（認定済み）が与えられる。

不測の緊急事態（例：飛行機の乗り遅れ、48時間以内の発病など）には、パラアーチェリー国際クラス分けは、パラアーチェリー国際クラス分け委員1名で実施される。ただし、その場合には、クラス分けの結果はReviewステータスとする。例外：健康状態が自動的に条件を満たしている場合、結果としてConfirmedステータス（認定済み）が与えられる。

WA（世界アーチェリー連盟）の大会では、最低1つのパラアーチェリー国際クラス分けパネルがあることを推奨している。必要に応じて他のパネルが追加されることもある。世界アーチェリー連盟は、必要に応じて地域/大陸クラス分け拠点（Regional/Continental Classification Hubs）を組織することもできる。

国内のパラアーチェリークラス分けは、1名で遂行されることもあるが、国際大会に出場を希望する競技者は、競技前に国際クラス分け評価を完了しなければならない。

注釈：すべてのクラス分け委員はその大会の予選ラウンド（the Qualification round）終了時まででなければならない。その後、主任クラス分け委員以外の委員は全員去ることができる。

セクション 3 – 選手評価

6 機能的クラス分けシステム

世界アーチェリー連盟は、「機能的クラス分け評価法 (Functional Classification Evaluation Methodology)」を用いて、出場資格のある競技者を評価し以下に記述する最低資格基準を満たしているかどうかを判断する。

このクラス分けシステムは、クラス分けを決定するために一般的な障がいプロフィールを用いる。

出場資格のある機能障がい者はすべて、**医療受診報告書の適格な医学的診断により影響を受ける四肢、関節、または筋肉のみ**の評価でテストされ、そして筋力障がい、神経筋緊張亢進症、運動失調症、他動的関節可動域制限に対するポイントを割り当てるためにテストされる。テストの順番および用いられる適切なテストの判断は、医療受診報告書に記載される関連のある適格な医学的診断により決定される。

注釈：評価の際に、すべての四肢、筋肉、関節がテストされるわけではない。例えば、下肢のみ罹患していると医学的診断された競技者の場合、上肢や体幹の評価は行われず、クラス分けカードの上肢や体幹にポイントが与えられることはない。クラス分けの決定は特定された下肢の評価の結果にのみ基づく。

注釈：視覚障がいは、IBSA公認クラス分け委員によりテストされて、クラス分けステータスが割り当てられる。

ポイントは以下の通りに割り当てられる。

- 上肢 - 合計180ポイント
 - 親指を含む押し手 - 95ポイント
 - 引き手 - 85ポイント
- 下肢 - 合計100ポイント
 - 片脚各50ポイント
- 胴体 - 合計40ポイント

全身の総ポイント数は320ポイント

パラアーチェリー競技会の出場資格に該当するために必要な最小の障がい基準

- 上肢または下肢で25ポイントの減点
- 手首から上の前腕欠損（手関節の完全欠損）－自動的に出場資格に該当
- 下肢の3分の1欠損（足関節の完全欠損）－自動的に出場資格に該当
- 恒久的な脊髄完全損傷－自動的に出場資格に該当し、競技クラスを認定する評価が実施され、補助用具が許可される

クラス分け手順には、フィールドテストおよび競技者の行射の観察も含まれ、実際の機能レベルを検証する。必要に応じてベンチテスト結果を調整する。

クラス分けパネルは、最終の競技クラスを割り当てクラス分けステイタスを指定する前に、競技者に観察的評価（OA）を行うことを要求する場合がある。

7 医療受診報告書（Medical Intake Form）

パラアーチェリークラス分けの医学的情報は、世界アーチェリー連盟ウェブサイトで入手できる [医療受診報告書（Medical Intake Form）](#) を使用して提出しなければならない。この医療受診報告書は、英語で記入されていなければならない。クラス分けの日付より12か月以内のもの、そして医師（MD、DO）と当該競技者の両方の署名がなければならない。関連する医学的診断は、以下のサイトにある世界保健機構(WHO)の「ICD-10コード」に基づいていなければならない。
<http://apps.who.int/classifications/icd10/browse/2010/en>

医療受診報告書は、当該競技者に対する国内競技団体（NF）／国内競技組織による提出に限定され、予定のクラス分けの日付より30日前までにEメールで世界アーチェリー連盟（classification@archery.org）宛てに送付されなければならない。これに従わない場合、その競技者のクラス分けは行われなくなる。クラス分けを希望する視覚障がいを持つ競技者は、IBSAのルールに従い適切な医療受診報告書を提出しなければならない。その報告書はクラス分けが行われる大会の日より最低6週間前までに送られなければならない。

WAのクラス分けスタッフ連絡担当者は、クラス分けを受ける資格があるかを判断するため、提出された報告書から本人確認の部分を抜き出し、世界アーチェリー連盟クラス分け委員会に提出する。

WAクラス分け委員会は、医療受診報告書および診断内容を確認し、その競技者らがクラス分けを受けるために世界アーチェリー連盟およびIPC基準を満たしているかどうかを判断する。クラス分け委員長は、大会登録の最終締切日より前に、クラス分けに参加する資格のある競技者を国内競技団体（NF）に通知する。

クラス分け委員長は、国内競技団体に報告された医療診断に基づきクラス分けを受ける資格はないと判断された競技者の医療受診報告書を返却する。これは、クラス分けを受けられない競技者に対する大会費、宿泊費、旅費を、競技者およびチームが前払いしないようにするためである。

実際のクラス分けのセッションになるまでこの情報を知らないという事態は常に起きるが、クラス分け委員長は、医療受診報告書に基づいて「不適切（non-eligible）」もしくは「クラス分け不可（non-classifiable）」ステータスになる疑いがある場合、できるだけ早い段階で当該国内統括機関に通知できるよう最善を尽くす。

クラス分け委員長は、NFに詳細情報や釈明を要求することができる。返答が締切日より前に提供され、クラス分け可能であるとの判断を裏付けるものであれば、当該競技者は評価の対象と見なされる可能性がある。

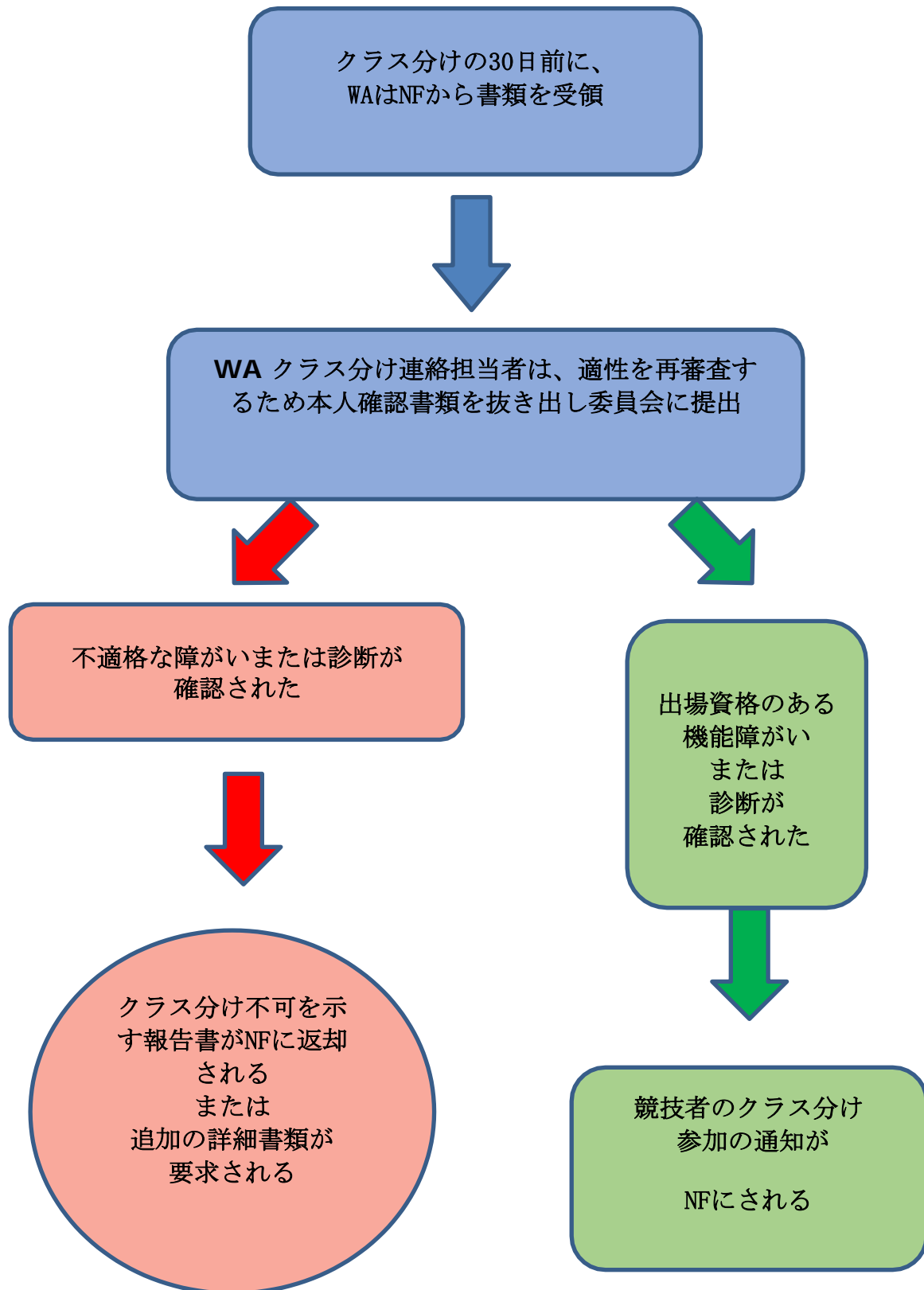
情状酌量すべき事情が明らかにされた場合、クラス分け委員長は、医療受診報告書の見直しおよびクラス分け可能の判断を、大会の主任クラス分け委員に委任することができる。

手順は、以下の「医療受診報告書の決定樹形図」に見られる。

クラス分けされていない競技者は、その大会でスコアや記録を競う競技への出場は許可されず、いかなるマッチ戦にも一切参加してはならない。クラス分けされていない競技者は、大会組織委員会の裁量で、予選ラウンド中の行射を許可される場合がある。

[本書の先頭に戻る](#)

医療受診報告書の手順



8 クラス分け手順

8.1 ベンチテスト

医療受診報告書で報告された関連する適格な医学的状态または診断に基づいて、パラアーチェリー国際クラス分け委員は、筋力障がい、筋緊張亢進障がい、運動失調、または他動的関節可動域障がい（PDF P.25表1参照）に関連するポイントを割り当てるために、どの機能的クラス分けテストシステムを実施するかを特定する。例えば、神経筋の障がいに関しては、徒手筋力テスト（MMT）が用いられ、恒久的な関節障がいには他動的関節可動域（ROM）テストが使用される。運動失調症にはSARAスケール、筋緊張亢進にはModified Ashworthスケール（MAS）、関節可動域には関節可動域測定法（goniometry）が用いられテストされる。

障がいポイントの測定は、専門的な行動規範を保ちながら、診察台を用いて指定されたプライベートな場所で実施する。パラアーチェリークラス分けの倫理規程（PDF P.22）を参照のこと。

徒手筋力テスト法（MMT methods）を用いた障がいポイントの測定には、ダニエル&ワーシングハム法（the Daniels & Worthingham）またはケンダル徒手筋力テストのテキスト（Kendall Manual Muscle Testing Textbooks¹）を参照する。

テスト手順とポイントの配点の詳細については、「テスト手順」セクション（PDF P.22）に記載されている。

医療受診報告書に複数の適格な診断／障がいを有すると報告されている候補者に対しては、パラアーチェリー国際クラス分け委員は、当該競技者とそのチームの意見を考慮に入れ、最も重度の障がいの評価を通して競技者のクラス分けを成功させるのにどの評価テスト方法（筋力、関節可動域、痙性）が最適であるかを判断しなければならない。

8.2 フィールドテスト

クラス分け手順には、フィールドテストおよび実際の競技機能レベルの確認のため競技者の行射の観察も含まれ、必要に応じてベンチテストの結果を調整する。また、競技者の一般的な運動機能の評価に役立つため、クラス分け委員は競技者がシューティングラインにいる時以外の活動も観察することが重要である。

これには動画や写真の使用が許可されている。

¹ Muscles: Testing and Function, with Posture and Pain (Kendall, Muscles) 5th Edition by Florence Peterson Kendall, Elizabeth Kendall McCreary, Patricia Geise Provance, Mary McIntyre Rodgers, William Anthony Romani. Lippincott, Williams & Wilkins, 2005

Daniels and Worthingham's Muscle Testing: Techniques of Manual Examination and Performance Testing, 9th Edition by Helen Hislop, Dale Avers, Marybeth Brown. Elsevier Saunders, 2014

Modified Ashworthスケール

<http://www.rehabmeasures.org/Lists/RehabMeasures/DispForm.aspx?ID=902>

SARAスケール –

[http://www.physio-pedia.com/Scale_for_the_Assessment_and_Rating_of_Ataxia_\(SARA\)](http://www.physio-pedia.com/Scale_for_the_Assessment_and_Rating_of_Ataxia_(SARA))

9 クラス分けフォーム

クラス分けセッション終了後できるだけ早い段階で、競技者にクラス分けフォームの印刷された写し（ハードコピー）が提供される。

競技者は、すべての競技会でそのクラス分けフォームを所持し、用具検査時や国際主任クラス分け委員から要請があった際にクラス分けフォームを提示する責任がある。デジタルコピーでも可能。

クラス分けフォームは、世界アーチェリー連盟データベースに保存され、結果はできるだけ早くWAマスタークラス分けリスト（WA Master Classification List）に記録される。

クラス分けフォームには個人の詳細情報がすべて記入され、同フォームの全項目はクラス分け委員によって記入されなければならない。クラス分け委員と競技者の両者が書類に署名し、競技者の最新の写真1枚およびすべての個人の補助用具も記入されていなければならない。

パラアーチェリー国際クラス分け委員は、競技者の機能的ステータス（例、バランス）またはクラス分けフォームのドロップダウンメニューに記載されていないその他の要因に関して、同フォームのコメント欄に重要なコメントを含める必要がある。

Reviewステータス（再評価ステータス）が適用されている場合、クラス分けフォームにはいつまでに再評価が解決されなければいけないかという「日付指定有り再評価日（Fixed Review date）」が含まれる。

認められた補助用具は、クラス分けフォームのドロップダウンメニューを使用して記録しなければならない。競技者が、獲得したポイントに基づいてスツール、車いす、またはストラップの使用資格がなくても、国際クラス分け委員よりその使用を許可された場合、その決定に対する理論的根拠をクラス分けフォームに記入しなければならない。

補助用具は、障がいのレベルに合致するものに限り使用することができ、パフォーマンスを高める目的では使用が認められない。

補助用具は、[世界アーチェリー連盟ルールブック3第21章](#)で規定されているすべての器具規則の対象となる。

許可された補助用具に改造が見られる場合は、大会の技術代表と協力して国際審判委員会（International Judges Commission）に相談する必要があります。これは上訴の対象となる可能性があり、その後正式な解釈を要請される可能性もある。

NE（不適格）としてクラス分けされた競技者は、安全に行射できるようにするため補助用具の使用を許可される場合がある。このような場合、競技者にはクラス分けステータス「NE（C）」のついたクラス分けフォームが発行され、使用が認められた補助用具が記載されている。クラス分けフォームには、競技者の最新の写真、補助用具の説明、承認の日付、競技者とクラス分け委員両方の署名が含まれていなければならない。このフォームは、すべてのWAの競技会での用具検査時に提示される必要がある。

10 クラス分け未完了 (Classification Not Completed)

([IPC規程: 競技者評価のための国際基準\(2016年9月\)](#))

競技者評価のあらゆる段階においてパネルが評価を完了できない場合、主任クラス分け委員は、当該競技者を「クラス分け未完了 (CNC)」に指定できる。CNCと指定された競技者は、クラス分け評価が正常に完了し、クラス分けクラスが決定されるまで競技に出場できない。以下に述べるように、痛み (pain) は評価を完了する能力に響くおそれがある。

痛み (pain) は、事実上または潜在的な組織損傷に関連する不快な感覚および精神的な体感である。痛みがあることで、個人が損傷する状況を回避し、損傷した身体の一部を保護し、将来に同様の経験をすることを防ぐきっかけとなる。痛みは、刺激を除いても持続し、時には検出できる理由がなくとも生じることがある。痛みは、多くの医学的状態において主な症状であり、人の生活の質およびさまざまな機能を妨害できる。社会的支援、催眠暗示、興奮、動揺などの心理的要因は、痛みの強度や不快感を著しく加減できる。

競技者の痛みが強すぎる場合、痛みによりテストを行う能力に影響をおよぼしテスト結果が無効になる可能性があるため、クラス分けを実施することはできない。評価の時点で相当な痛みがある場合、評価は一時中断されなければならない。競技者はCNCと見なされる。競技者は、後日評価が完了するまで競技に出場できない。

11 競技クラスステータス

11.1 Confirmed (C) ステータス (認定済みステータス)

出場資格のある切断、完全な脊髄損傷、またはクラス分けパネルが恒久的または不変であると見なしたその他の健康状態を持つ競技者は、Confirmedステータス (認定済みステータス) として記録される。

Confirmedステータスの競技者で、実際の健康状態の変化を自覚し、自身の競技クラスがもはや適切でないと思う者は、クラス分けを要請する通常の手順に従って再クラス分けを申請することができる。

最後のクラス分け時から競技者の状態が変化しているとの疑いがある場合、例外的な状況下で、競技者は、国際競技連盟 (International Sport Federation) の抗議を通じて再検査される場合がある。

(詳細については付録4 - 抗議と訴え(PDF P.42)を参照)

[本書の先頭に戻る](#)

11.2 Review (FRD) ステイタス(再評価ステイタス)

クラス分けにReviewステイタス（再評価）が割り当てられると、クラス分けパネルは「日付指定有り再評価日（Fixed Review Date）」を設定して記録する。クラス分けステイタスは、日付指定有り再評価日の時点で失効し、競技者はパラアーチェリーの競技会の出場資格を得るために再クラス分けに出席しなければならない。かかる評価日が国際大会の日程の範囲内であれば、予選ラウンドが始まる前に再評価を完了しなければならない。新たな医療受診報告書を入手して提出することを含めて、クラス分け要請に必要なすべての手順に従わなければならない。

医学的状態の進行度や変化の性質に基づき、最初のクラス分けから2年後に再評価が推奨される場合がある。薬物療法やリハビリテーション方法の革新的進歩や「障がい」の定義の変化を踏まえると、以前と比べてより多くの競技者がReviewステイタスにクラス分けされる。競技者は、Reviewステイタスを自身の健康状態や障がいが疑問視されているという意味で捉えるべきではない。Reviewステイタスは、競技者が適切にクラス分けされていることをクラス分けチームが確認する助けとなる。

以下は、従うべき手順の概要を示している。

1. 再評価が必要なクラス分けは、次の2つの基準のいずれかに基づいた特定の再評価日がなくてはならない。それぞれの例は、下記の「例」セクションで確認できる。
 - i. 非医学的な理由（クラス分けパネルに関する理由）による再評価日は最初のクラス分けが行われた大会の終了直後に設定される。
 - ii. すべての進行型の医学的状態には、最大で2年後に再評価日付がある可能性がある。
2. 再評価日は年月日が「日／月／西暦」の形式で記載されていなければならない。
3. 再評価の理由をクラス分けカードの裏面のコメント欄に記載しなければならない。

表面のコメント欄に「このクラス分けは（再評価の日付）から有効ではない（This classification is no longer valid from (date of review)）」と記載されていなければならない。

4. クラス分けルーム内で競技者の代表者の立会いの下、再評価の理由および再評価日が競技者に説明されなければならない。

注釈：再評価日の後に新しいクラス分けの手配をするのは、競技者とその国内競技団体（NF）の責任である。

例:

1. 競技者が若い、ごく最近障がい者競技を始めた、または最近怪我をした場合には、**Confirmed**ステイタス（認定済み）の判定は避ける。先天性の運動障がいや骨疾患がある、または幼い頃に神経損傷を負っている競技者は、骨格的に十分に成長したと見なされるまでは2年ごとに**Review**ステイタスが割り当てられる。

2. 以下は、クラス分けが完了した大会の終了直後に再評価日が設定される場合の例である。

- 片方または両方のクラス分け委員が、当該競技者と同じ国籍である場合。
- 片方または両方のクラス分け委員が、当該競技者と現在または過去に親交がある場合（例：家族、チームマネージャー／コーチ、医師／患者等）。分からないときは、その関係を申告しなければならず、**Review**ステイタスが割り当てられる。
- 2名のクラス分け委員の見解が異なる場合、その大会の国際主任クラス分け委員の見解が優先であるが、**Review**ステイタスが割り当てられる。
- 理想的でない環境でクラス分けが行われた場合（例：まともな設備の提供がない、または大会組織委員会から部屋が提供されないなど、十分な水準で評価が行われなかったと解釈される場合）
- 競技の場とクラス分けルームでの競技者の見え方が異なり、クラス分け委員がさらに観察時間を必要とする場合。注意：クラス分け委員は、それが意図的であろうとなかろうと、不実表示の可能性を認識しておくことが必要である。

3. 以下は2年の再評価日が適用される場合の例である。

- 受傷4年以内の脳損傷
- 受傷18ヵ月以内の不完全な脊髄損傷
- 再発寛解型多発性硬化症（Relapsing/Remitting Multiple Sclerosis）は、医療受診報告書に症状が安定し、これ以上進行することはないと記されるまでは永続して2年ごとの再評価日が設けられる。一次進行型多発性硬化症(Primary Progressive MS)は、**Confirmed**ステイタスが割り当てられる。
- その他すべての進行型の医学的状态は2年の再評価日がある。

11.3 Not Eligible (NE) ステイタス (不適格ステイタス)

医療受診報告書に適格な診断または健康状態が記載されていない競技者は、WA（世界アーチェリー連盟）クラス分け委員長またはWAクラス分け委員会により、自動的にNE（不適格）が割り当てられる。

12 最小の障がい基準に満たない

ベンチテストまたはフィールドテスト観察の後、損失ポイントの不足により競技者がNEステイタスに割り当てられた場合、いかなる場合においても当該競技者は異なるパラアーチェリー国際クラス分け委員からなる2番目のクラス分けパネルにより抗議手数料なしで再評価される。2番目のパネルによる再評価は、実行可能なその後すぐの機会に行われる。2番目のパネルがすぐに都合がつかない場合、新たなパネルによる再評価が行われる時まで、当該競技者はNEステイタスが割り当てられたままとなる。これは自動的なプロセスであり、当該競技者の国内競技団体はこれに対し公式な抗議を申し立てる必要はない。2番目のパネルが当該競技者はNEであるという判断を下した場合、その決定が最終的なものとなる。更なる抗議はできない。従うべき手順については、[IPC規程の選手評価のための国際基準](#)を参照すること。

手順:

最初のパネル・NE – 自動的に2番目のパネルの評価
2番目のパネル・NE – 最終決定
NE (C) が割り当てられる

最初のパネル・競技クラスが割り当てられ、抗議された
2番目のパネル・NE
3番目のパネル・評価
多数決および最終決定

最初のパネル・NE – 自動的に2番目のパネルの評価
2番目のパネル・競技クラスの割り当て

注釈：競技者が2回目の評価待ちとなっている場合、その競技者は競技クラスNOT Eligible (NE：不適格)に割り当てられ、Reviewステイタス（再評価）に指定される。その競技者は再評価を終えるまで競技に出場できない。

13 評価セッション中の不正行為

競技者は、個人的に評価セッションに出席する責任があり、クラス分けパネルへの出席を怠った場合、その不履行を主任クラス分け委員へ報告する。主任クラス分け委員は、出席を怠ったことについて合理的な説明があり、競技会での実用性として納得する場合、当該競技者がクラス分けパネルの前にさらなる評価セッションに出席できるよう改訂日時を指定することができる。当該競技者が欠席について合理的な説明ができない場合、または当該競技者が2度目の評価セッションに出席しなかった場合、競技クラスは割り当てられず、その競技者は関連する競技会に出場できない。

以下の状況をひとつ以上含む（ただし必ずしもこれに限定されない）理由に該当し競技クラスに割り当てができない場合、クラス分けパネルは、主任クラス分け委員と協議の上で、評価セッションを一時中断することができる。

- 競技者が、該当するクラス分け規則の一部を順守しない場合
- 競技者が、必要な医学的情報の提出を怠った場合
- 競技者が開示したいかなる薬剤、または医学的処置、装置、インプラントの使用（または不使用）が評価セッションの判断を公正な形で実施する能力に影響を及ぼすとクラス分けパネルが考える場合
- 競技者が、クラス分けパネルと適切に意思の疎通を図れない場合
- 評価セッションを公正な形で行うことが出来なくなるほど、競技者がクラス分け要員から与えられた合理的な指示を拒むまたは従うことができない場合
- 自身の能力に関する競技者の説明と、クラス分けパネルが入手している情報に矛盾が生じる場合

評価セッションがクラス分けパネルにより一時中断された場合は、一時中断に関する説明と当該競技者側に求められる是正措置の詳細を当該競技者とその国内競技団体（NF）に提供する。当該競技者が主任クラス分け委員が納得する是正措置を講じた場合、評価セッションが再開される。

当該競技者が順守せず、指定された期間内に是正措置を取らなかった場合、評価セッションは打ち切れ、評価の結果が出るまで、当該競技者を競技に出場させない。

クラス分けパネルより評価セッションが一時中断された場合、クラス分けパネルは、本ハンドブックのセクション10に従って当該競技者を“クラス分け未完了（CNC）”と指定できる。

評価セッションの一時中断は、意図的不実表示（Intentional Misrepresentation）の可能性に関するさらなる調査の対象になりうる。

14 意図的不実表示

[\(IPC規程第1条3のModel of best practice意図的不実表示規則\)](#)

競技者が医療受診報告書とクラス分け同意書の両方に署名すると、それは、できる限り正直に、クラス分け手順に全面的に貢献することを約束していることになる。意図的不実表示

(Intentional misrepresentation) は、該当するクラス分け規則の違反である。競技者が、自身の真のスキルや能力を意図的に偽って伝えた場合、当該競技者は競技クラスに割り当てられず、競技への出場が許可されない。意図的不実表示は、世界アーチェリー連盟より制裁措置を取られる可能性がある重大な違反である。いずれの場合でも、世界アーチェリー連盟の事務総長 (World Archery Secretary General) に付託されなければならない。

クラス分けに対するいかなる抗議は、該当する競技者のいる国内競技団体 (NF) の代表者より書面で行われなければならない。抗議は、予選ラウンド終了後30分以内に、40ユーロ (€) または50米ドル (\$) の手数料と合わせて、国際主任クラス分け委員に提出されなければならない。抗議は、世界アーチェリー連盟のウェブサイトにある「[Classification Protest Form \(クラス分け抗議申請書\)](#)」を用いて提出される。他国からの競技者のクラス分けに対する抗議は、もはや不可能である。

この制限時間を過ぎてからの国内競技団体によるクラス分けの問題に関する抗議は受理されない。

大会における国際競技連盟である世界アーチェリー連盟は、「International Sport Federation Protest (国際競技連盟抗議)」手順を完了することで、「例外的な状況においては」いつでも抗議することができる。同手順の付録6を参照のこと。

すべての人をクラス分けする法的責任はない。競技者を「不適格」または「クラス分け不能」と言ったからといって、当該競技者が障がい者ではないということにはならない。これは、競技者がIPCの出場資格のある健康状態のリストにはない健康状態を有するという意味か、世界アーチェリー連盟が定めた基準に当てはまらないという意味である。

[本書の先頭に戻る](#)

セクション 4 – テスト手順

15 ベンチテスト評価

15.1 ポイント評価

医療受診報告書で報告された診断内容に基づいて（また以下のフローチャート図を用いて）、パラアーチェリー国際クラス分け委員は、どの障がいテスト/スケールを用いて競技者を評価するか、どの解剖学的領域を評価するかを特定する。

注釈:

廃用/痛みに関連する単純な筋力低下や持久力の低下、または体調不良は、出場資格のある機能障がいではなく、出場資格やクラス分けを決定するために使えない。

四肢および体幹が医療受診報告書にある医学的診断に関連がない場合、ポイント評価に含まれない。

15.2 テスト方法

- 神経筋関連の筋力低下は、**徒手筋力テスト (MMT)** を用いてテストされる。
- 恒久的な関節損傷を伴う慢性的、長期間にわたる炎症性疾患、あるいは恒久的な障がいを引き起こした損傷は、**関節可動域測定法 (goniometry)** を用いた他動的ROMで評価される。
- 筋緊張亢進をともなう神経学的疾患 - 筋緊張亢進をもたらす医学的診断をされた競技者は、全域を通し素早い他動運動のテストが実施され、**Modified Ashworth Scale (MAS : 筋緊張評価スケール)** で採点される。フィールドテストの最中に、上肢、下肢、体幹の協調性反応が注意深く観察される。フィールドテストの行射中に、パラアーチェリー国際クラス分け委員は、姿勢反射における頭頸部の位置の影響を評価することができる。フィールドテストをすることで、パラアーチェリー国際クラス分け委員は、臨床検査所見を検証あるいは修正することができる。
- 運動力不足に関連する運動失調をともなう神経筋疾患には、**SARAスケール結果判定法 (Sara Scale outcome measure)** が用いられる。
- 歩行に関しては、次のことが求められる。
 - (1) 壁から安全な距離をとって壁と平行に歩き、半回転（歩いている方向の反対方向に向かって方向転換）する。
 - (2) 介助なしで継ぎ足歩行（つま先に踵を継いで歩く）を行う。

ツールやストラップなど補助用具の必要性を確認するためにバランス評価が必要な場合、座位か立位で必要に応じて以下のスケールが用いられる。

● 立位バランス

次の3つで立つように求められる

- (1) 自然な姿勢で立つ、
- (2) 足を並行に揃えて立つ（親指同士が接している）
- (3) 継ぎ足で立つ（両足が直列で踵とつま先の間にスペース無し）

被験者は靴を脱いで、目は開けておく。

各条件、それぞれ3回まで行うことができる。一番良い点が評価される。

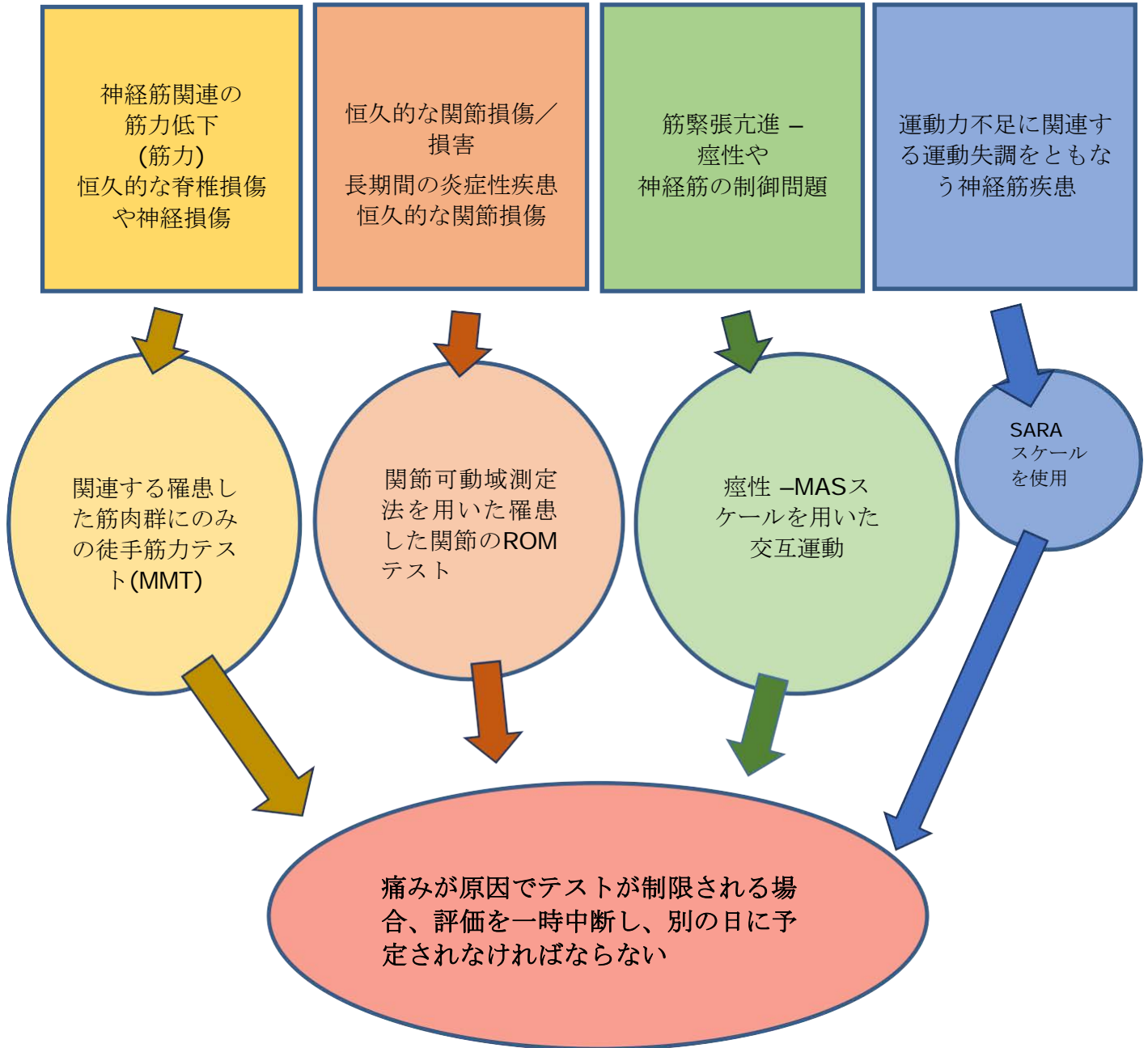
- 5：正常。両足を揃えてふらつくことなく、継ぎ足または継ぎ足以外で10秒間立つことができる
- 4：ふらつきはするが、両足を揃えて10秒間立つことができる
- 3：支えなしで自然な姿勢で10秒間立つことはできるが、両足は揃っていない
- 2：間欠的な支えがあれば自然な姿勢で10秒間立つことができる
- 1：常に片腕を支えれば、自然な姿勢で10秒間立つことができる
- 0：常に片腕を支えても、10秒間立つことができない

● 座位バランス

両足の支えなく、目を開けて、両腕を前方に伸ばした状態で検査用ベッドに座るよう求められる。

- 0 正常。困難なく10秒間座っていることができる
- 1 やや困難、間欠的にふらつく
- 2 絶えずふらつくが、介助なく10秒間座っていることができる
- 3 時々支えるだけで10秒間座っていることができる
- 4 常に支えがなければ10秒間座っていることができない

ベンチテスト フローチャート図



バランスに安全性の懸念がある場合、国際クラス分けパネルにより適切な補助具の使用が許可され、立位や座位バランステストスケールに活用できる



15.3 クラス分け採点システム

表 1.

筋力		関節可動性		筋緊張亢進		運動失調	
0	随意運動は見られない	0	可動域が全くない	0	屈曲／伸展で患部が硬直する	0	しっかりとした介助（2本杖か歩行器か介助者）があれば歩ける、または介助があっても歩けない
1	Trace（不可）： 運動は見られないが、わずかな収縮が見られる	1	最小限の可動域	1	著しい筋緊張の増加、他動的運動は困難	1	激しいふらつきがある、常に1本杖か、片腕に軽い介助が必要
2	Poor（可）： 重力を除去すれば、全運動域で収縮が見られる	2	25%の可動域	2	ROMの大部分の範囲でより著しい筋緊張の増加、しかし患部は容易に動く	2	著しいふらつきがある、間欠的に壁を伝う
3	Fair（良）： 抵抗は加えなければ重力に逆らって全運動域で収縮が見られる	3	50%の可動域	3	わずかな筋緊張の増加、引っかけがあり、続いてROMの半分以下の範囲でわずかな抵抗感がある	3	無視できないふらつきがある、方向転換が困難だが、支えは必要ない
4	Good（優）： 重力といくらかの抵抗に逆らって全運動域で収縮が見られる	4	75%の可動域	4	わずかな筋緊張の増加、患部の屈曲・伸展運動で、引っかけと消失がある、またはROMの終わりにわずかな抵抗感がある	4	明らかに異常、継ぎ足歩行で10歩を超えることができない
5	Normal（正常）： 重力と強い抵抗に逆らって全運動域で収縮が見られる	5	100%の可動域	5	筋緊張の増加なし	5	正常。困難なく歩行、方向転換、継ぎ足歩行ができる（1回までの踏み外しは可）

ポイントシステム

可動範囲： 0 – 運動範囲がない、1 – 最小限の可動域、2 – 25%の可動、3 – 50%の可動、4 – 75%の可動、5 – 全可動域

筋力： 0 – 随意収縮が全く見られない、1 - Trace, 運動は見られないがわずかな収縮がある、2 - Poor, 重力を除外すれば、わずかな運動とともに全運動域で収縮がある、3 - Fair, 重力に逆らい完全な関節可動範囲で動きともに収縮がある、4 - Good, 重力といくらかの抵抗に逆らって全運動域で収縮がある、5 - Normal, 強い抵抗に逆らって全関節可動域で正常な強さの収縮がある

筋緊張亢進： 0 – 屈曲／伸展で患部が硬直する、1 – 著しい筋緊張の増加、他動的運動は困難、2 – ROMの大部分の範囲でより著しい筋緊張の増加、しかし患部は容易に動く、3 – わずかな筋緊張の増加、引っかけがあり、続いてROMの半分以下の範囲でわずかな抵抗感がある、4 – わずかな筋緊張の増加、患部の屈曲・伸展運動で、引っかけと消失がある、またはROMの終わりにわずかな抵抗感がある、5 – 筋緊張の増加なし



協調が体幹に影響する場合には、点数は徒手筋肉テスト（MMT）で決められるが、競技者のアーチェリーに特化したバランスおよび体幹の協調を評価するための重要な場所は、フィールド上である。

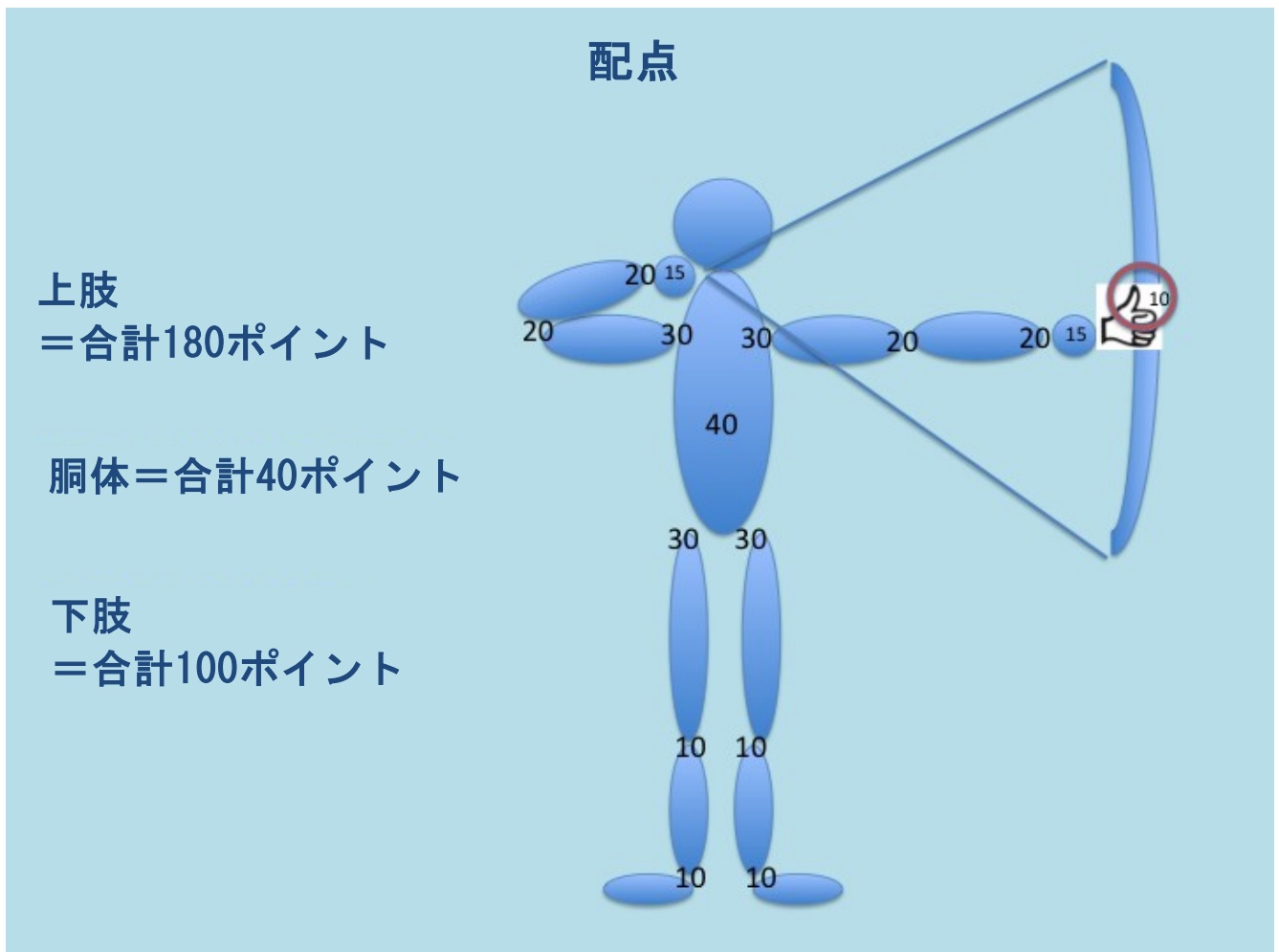
留意することは、体幹の筋群の筋力低下は、医療受診報告書に記載される神経筋の診断結果およびその障がいに関連していなければならない、単にトレーニングしていないことによる筋力低下が原因でテストを完了できないということではない。

[本書の先頭に戻る](#)

16 配点の図解ガイド

配点:

- 上肢 – 合計180ポイント:
 - 親指を含む押し手- 95ポイント
 - 引き手 – 85ポイント
- 下肢 – 合計100ポイント:
 - 片脚各50ポイント
- 胴体 – 合計40ポイント



セクション 5 – 競技クラスプロフィール

17 W1

W1 クラスの競技者は、少なくとも三肢と胴体に機能的障がいを示す競技者である。W1 クラス分けには、以下に分布されるうち合計で最低**85**ポイントが必要となる。

W2同様、下肢に最低基準**50**ポイントの減点
そして、上肢にさらに**25**ポイント。
そして、胴体に最低**10**ポイントが必要である。

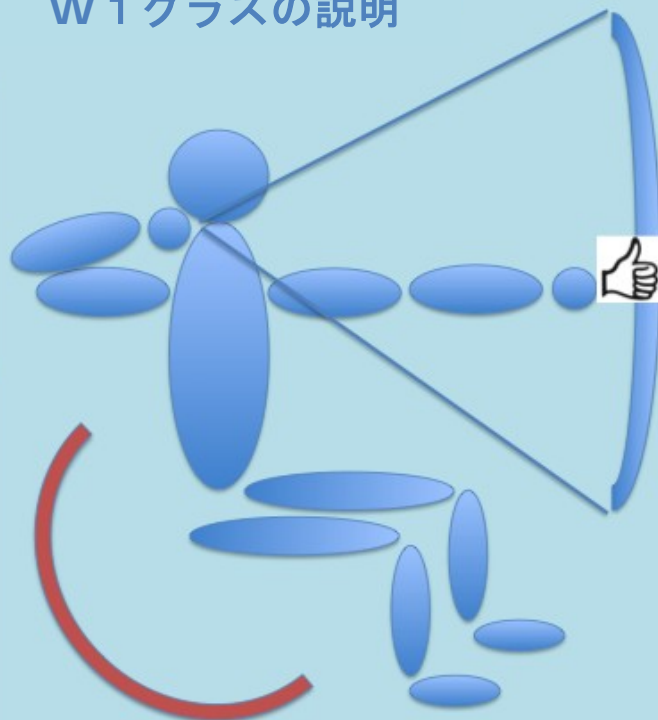
W1競技者は全員、車いすから行射しなければならない。

W1クラスの説明

W1クラスの競技者は、少なくとも三肢と胴体に機能的障がいを示す競技者である。W1クラス分けには、以下に分布されるうち合計で最低85ポイントが必要とされる。

W2同様、下肢に最低基準50ポイントの減点
そして、上肢に25ポイント。
そして、胴体に最低10ポイントが必要である。

W1競技者は全員、車いすから行射しなければならない。



18 W2

W2の競技者は、下肢に最低50ポイントの減点を伴う対麻痺または同程度の障がいがある。

このクラスの競技者は、上肢筋力、関節可動域、またはコーディネーション（協調性）に最小限の制限がある、もしくは制限がないこと。脊髄の関与の程度または両膝上切断断端の長さの違いがあるため、このクラスに適するとみなされた競技者は、様々な胴体障がいの度合を示す。

W2競技者は車いすから行射できる。

W2クラスの競技者は、オープンコンパウンドまたはオープンリカーブクラスで競技する。

W2のパラアーチャーは、対麻痺
もしくは同程度の障がいがある

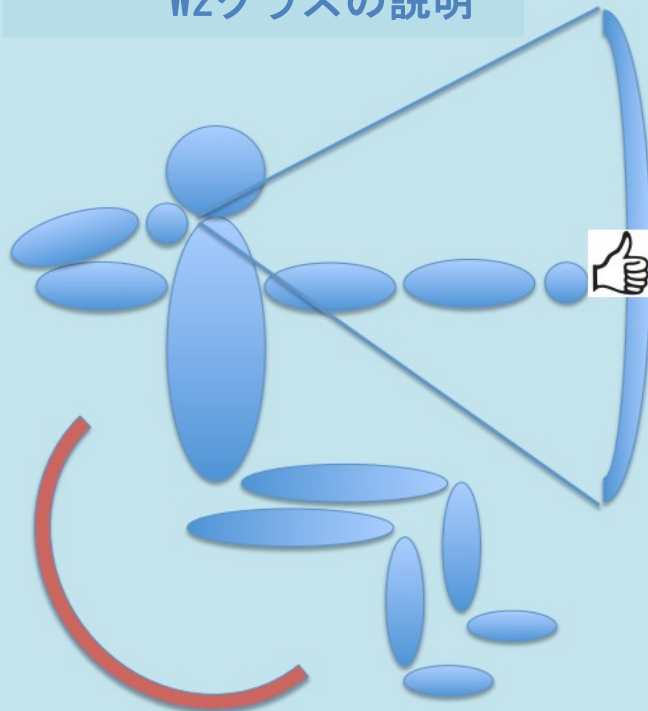
このクラスの競技者は、上肢筋力、
関節可動域、またはコーディネー
ション（協調性）に最小限の制限があ
るか制限がないこと

脊髄の関与の程度または両膝上切
断断端の長さの違いがあるため、
このクラスに適するとみなされた
競技者は、さまざまな胴体障がい
の度合を示す

W2競技者は、下肢に最低50ポイ
ントの減点で車いすから行射でき
る

W2クラスの競技者は、オープン
コンパウンドもしくはオープンリ
カーブクラスで競技する

W2クラスの説明



19 立位クラス (ST)

立位クラスの競技者は、**機能的クラス分けシステム (Functional Classification System)** のセクションに記されている、パラアーチャーになるための最低限の要件を満たす者である。

パラアーチェリー競技会に出場資格のある最小の障がい：

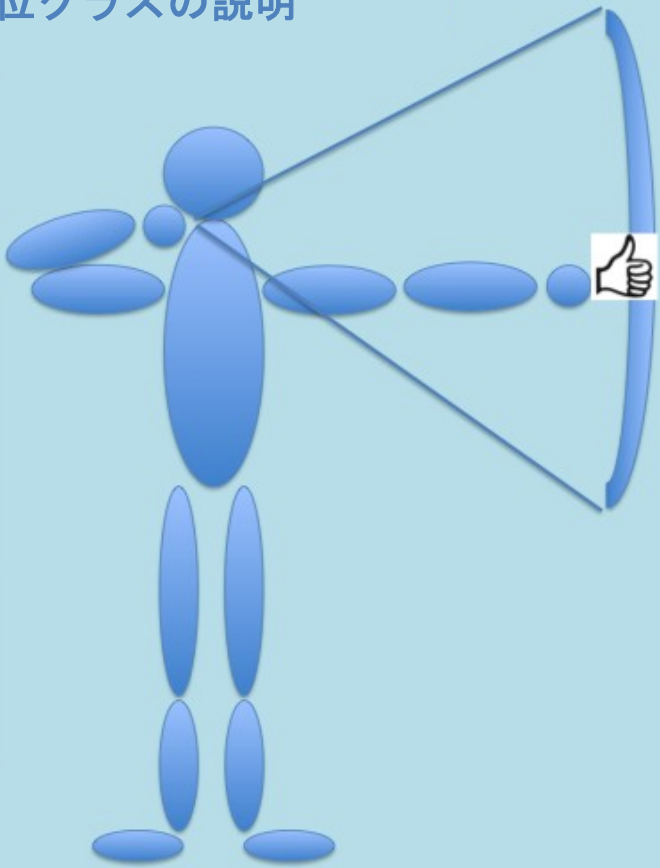
- 上肢に25ポイントの減点または下肢に25ポイントの減点
- 前腕欠損（手首関節の完全欠損）
- 下肢3分の1欠損（足首関節の完全欠損）

立位クラスの説明

このクラスの最低資格基準は、両上肢または両下肢（それぞれではない）で25ポイントの減点

このクラスは、一般的に、下肢の遠位3分の1または前腕遠位3分の1の欠損（手首から上）の障がいを有し、他の障がいがない競技者を含む

まれに、行射時に下肢を使う競技者は、このクラスに含まれることがある。



20 視覚障がい(VI)

VI競技者とは、視覚障がいを有する者である。

2つの区分がある：

VI 1 の競技者は目隠しを着用する

VI 2/3 の競技者は目隠しを着用しない

視覚障がいのある競技者は、国際視覚障害者スポーツ連盟（IBSA）より指名された国際視覚障害者スポーツ連盟のクラス分け委員によってクラス分けされなければならない - 付録2のクラス分けの詳細を参照すること。これらの競技者は、視力のみテストされる。

視覚障がいのある競技者は、世界アーチェリー連盟に対し、特定の医療受診報告書を使用してクラス分けの申請をしなければならない。特定の[医療受診報告書](#)（VI Athlete Medical Form）は、世界アーチェリー連盟ウェブサイトから入手できる。視覚障がいのある競技者は補助用具を使用できる。その例として、目隠し、触知性サイト(tactile sights)、およびIBSAのクラス分け委員の承認を得たアシスタントまたはコーチなどが挙げられ、これらは[WA（世界アーチェリー連盟）のターゲットルールブック3の第21条「Para-Archery（パラアーチェリー）」](#)に概要が説明されている。

[本書の先頭に戻る](#)

セクション 6 – 競技器具と補助用具

補助用具は、パフォーマンスの向上を目的とするものではなく、医療受診報告書で報告されていて、ベンチテストとフィールドテストで裏付けられている障がいの度合いに一致していなければならない。

各競技者が使用する器具は、ルールブック 3 第 1 1 条：[競技者の器具のための世界アーチェリー連盟規則](#)およびルールブック 3 第 2 1 条：[パラアーチェリーのための世界アーチェリー連盟規則](#)に準ずるものでなければならない。補助用具の使用は、国際クラス分けパネルにより認定され、クラス分けフォームに記載されていなければならない。補助用具の使用は、いかなる大会においても審判員の判定の対象になる。詳細は以下のセクション21を参照のこと。

クラス分け委員は、クラス分けフォームの補助用具欄に認定された補助用具とその補助用具を許可した理論的根拠を具体的に記載しなければならない。かかる補助用具には次のものが含まれる：車いす、スツール、足用ブロックまたはくさび (wedge)、身体支持具 (ボディサポート) またはボディストラップ、義足、リリースエイドシステムの使用、ボウバンテージ (包帯)、エルゴースプリント、リストスプリント、下肢ストラップ、または必要に応じてアシスタント (介助者)。

クラス分け委員は、補助用具に関して必要に応じて審判員への指導目的で、WAの大会の用具検査の最中にその場にいなければならない。

21 補助用具

必要性および以下の各補助用具に見合う状態に応じて、次の補助用具が許可される。

21.1 車いす

下肢および/または胴体と併せて少なくとも50ポイントの減点がある場合に、車いすから競技できる。

- 車いすは、一般に認められた標準の車いすに見合うものでなければならない。3車輪もしくは4車輪が常に地面に接触しているもの、および手動もしくは電動で稼働するものである。
- スクーターはシューティングライン上にあがることはできず、また車いすに代わるものでもない。
- 電動車いすはどんなものでも、ギアをニュートラルにしておかなければならず、シューティングライン上では常にオフにしていなければならない。
- シューティングポジション時に車いすの**最上部分**が競技者の腋の下から110mm以下である場合、また、胸骨の根元と第7胸椎 (T7) 棘突起の中間点を超えて前方にはみ出していなければ、車いすの背もたれ、または椅子や競技者に付着していない着脱可能な背もたれは許可される。シューティングの際に車いすのいかなる部分においても一切押し手を支えてはならない。

- **注釈—W1**の競技者は、パフォーマンスの向上目的ではなく、医療上または安全上の理由から高めの背もたれを使用するようクラス分けされるかもしれないが、その場合でも椅子の両側および背もたれの両側の110mmルールには従わなければならない、決して肘掛けに接触してはならない。
- 行射時に、競技者の足や車いすのフットレストが地面についてはならない。下肢痙性のある競技者には、行射時に足や脚が痙攣したり痙攣を起こしそうになったりするのを防ぐためフットストラップおよびレッグストラップの使用が許可される。
- 車いすと競技者は、シューティングライン上で各競技者に許可されている1.25m以内に収まらなければならない。地面が平らでない場合、椅子を水平に保つためのブロックもしくは動かないようにするためのくさびの使用が許可される。
- クラス分けパネルは、安全上の理由から50ポイントを下回る点数の競技者に対して車いすの使用を許可できる。車いすの使用を許可する理論的根拠がクラス分けカードのコメント欄に明確に説明されていなければならない。

21.2 ツール

下肢に38ポイント以上の障がいのある立位クラスの競技者は、ツールを使用してよい。

- ツールはいかなる背もたれもあってはならない。
- ツールと競技者は、シューティングラインスペースにおいて、シューティングラインに沿って80cm、シューティングラインに対して直角60cm以内に収まらなければならない。
- クラス分けパネルは、安全上の理由から38ポイントを下回る点数の競技者に対してツールの使用を許可できる。ツールの使用を許可する理論的根拠が、クラス分けカードのコメント欄に明確に説明されていなければならない。

21.3 使用が許可される身体支持具（ボディサポート）／ストラップ

いかなるクラスにおいてもストラップの使用は、医療上または安全上の理由にのみ使用されるものであり、パフォーマンス向上のためではない。

- W1クラスの競技者は、医療上の必要性があり、かつパラアーチェリー国際クラス分け委員より許可された場合、軟質のコルセットタイプの身体支持具（ボディサポート）および胸部のストラップをどの組み合わせでも使用することができる。W1の競技者に限り、突起物とボディストラップを同時に使用できる。ただし、医療上もしくは安全上の理由により使用を許可するクラス分けがなされた場合に限る。
- 医療受診報告書に神経系疾患が記載されているW2クラスの競技者は、医療上もしくは安全上の理由でクラス分け委員に許可された場合、胸部のストラップを1本使用できる。胸部のストラップは、どの部分においても2インチ（5センチメートル）の幅を超えてはならず、巻き付けは胴体に水平に1周するのみとする。ストラップは、該当する競技者に対し定められた椅子の背もたれの高さより高く取り付けられてはならない。
- 医療上の理由によるものや医療専門家からの処方薬とあわせて、硬質もしくは軟質のコルセットタイプの支持具が必要な場合（例、術後や重度の脊柱側彎症のある若者）、クラス分け委員より一定の期間の使用が許可される。そのW2の競技者は、ストラップと併用してかかるコルセットを使用できない。
注釈：その期間は、クラス分けフォームの決められた再評価日に指定されていなければならない。またクラス分けパネルより決定されなければならない。
一時的な使用における理論的な根拠は、クラス分けカードのコメント欄に明確に記載されていなければならない。

21.4 リリースエイド装置

- 国際クラス分け委員は、競技者の機能障がいに基づいた規則に定められたリリースエイドを使い競技者を補助するシンプルな装置の使用を許可する（例：シンプルな引き具）。そのリリースエイド自体は、世界アーチェリー連盟ルールブック3第11条に準拠し、大会の審判から使用の許可を受けなければならない。
- 競技者は、ストリングに永久的に付着しているものであれば、マスタブを使用することができる。

21.5 ボウバンテージ

押し手に障がいのある競技者は、クラス分け委員が、資格があると見なした場合、ボウグリップを手に固定するためのボウバンテージを使用することができる。ボウバンテージ（包帯）とは、何らかの形の軟質のストラップであり、矢を放つ際の弓の動きを可能にしながらも弓の握りを補助するものである。

21.6 ボウアームエイド

弓を握れない競技者は、そのための人工的な補助用具を使用できる。この補助用具は、矢を放つ際の弓の動きを可能にしながらも、完全に固定されたものや永久的に固定されているものでなければ、弓に装着することができる。
いかなる場合でも、電動式や電子制御式のものであってはならない。

21.7 ボウアームスプリント

押し手に障がいのある競技者は、競技者の機能障がいに基づき国際パラアーチェリー国際クラス分け委員がその資格があると見なした場合、エルボースプリントまたはリストスプリントを使用することができる。これは、クラス分けカードに明確に記載されていなければならない。

21.8 スtringアームリストスプリント

引き手に障がいのある競技者は、競技者の機能障がいに基づきパラアーチェリー国際クラス分け委員がその資格があると見なした場合、リストスプリントまたはリストスプリントとリリースエイドの組み合わせを使用することができる。

21.9 ブロック／くさび

足または足の一部を高くするため、靴に取り付けるまたは個別の補助用具を使用することができる。ただし、該当する補助用具がシューティングラインにいる他の競技者の妨げにならないこと、地面と接触していること、また靴の寸法よりも2cm以上はみ出さないことを条件とする。

21.10 シューティングアシスタント

上肢に重度の障がいを持ち安全または効果的に矢番えができない、もしくはサイトを調整できないW1やSTクラスの競技者は、クラス分けパネルの認定があれば、こうした理由によりアシスタントを使うことができる。シューティングアシスタントは、行射終了の合図があるまで、ボウサイトを調整してはならない。アシスタントは、他の競技者の妨げになってはならず、また競技者と同じユニフォームと同じゼッケン番号を着用しなければならない。競技者がアシスタントをつける許可を得たら、当該アシスタントは予選ラウンド中とマッチ戦中の両方でアシストしなければならない。

マッチ戦の間、競技者はアシスタントまたはコーチのどちらか一方だけをボックス内に帯同させることができる。

21.11 視覚障がいの補助用具

使用が許可される補助用具は、目隠し、触知式サイト (tactile sights)、および IBSAのクラス分け委員の承認を得たアシスタント (介助者) やコーチであり、これらは [WA \(世界アーチェリー連盟\) のターゲットルールブック3](#) の第21条「Para-Archery (パラアーチェリー)」に概要が説明されている。

[本書の先頭に戻る](#)

付録

- [付録 1](#) – クラス分け委員誓約書および登録書
- [付録 2](#) – 視覚障がい（VI）クラス分け基準と手順
- [付録 3](#) – 世界アーチェリー連盟再国際クラス分け用申請書
- [付録 4](#) - 抗議と上訴の手順
- [付録 5](#) – 本文書で紹介された文書のリンク

[本書の先頭に戻る](#)

付録 1 クラス分け委員誓約書および登録書

クラス分け委員の誓約書

I pledge to:

私は以下のことを誓います

To safeguard the dignity of the athlete with a disability, and the sport of archery; To oppose discrimination on the basis of disability; or discrimination related to race, gender, nationality, ethnic origin, religion, philosophical or political opinion, marital status or sexual orientation; To maintain confidentiality of all health-related athlete information; To display courtesy and respect to athletes, and all others involved in the sport; To perform all assigned duties competently, consistently, and objectively; To declare any potential conflicts of interest that could be perceived as using the International Para Archery Classifier role to obtain advantages or benefits of any kind

障がいを持つ競技者の尊厳、およびアーチェリーの尊厳を守ること、障がいに基づく差別、または人種、性別、国籍、民族的起源、宗教、哲学的もしくは政治的な意見、婚姻状況、もしくは性的指向に関連する差別に反対すること、競技者の健康にかかわるすべての情報の機密性を保持すること、競技者および競技に関わるすべての人に礼儀と敬意を表明すること、割り当てられた任務すべてを的確に、一貫性、客観性を持って遂行すること、パラアーチェリー国際クラス分け委員の役割を使って利点や便益を得ていると認識されうる一切の潜在的な利益相反を明らかにすること。

X

氏名 _____ が署名しました

X

日付 _____

世界アーチェリー連盟国際パラアーチェリークラス分け委員
申請書／登録書

名							
姓							
性別		男性		女性			
国籍							
住所							
Email							
電話							
職業資格（医療および／または医療従事の専門資格）：							
英語力（会話）	優良		少し		不可		
英語力（書く）	優良		少し		不可		
英語力（読む）	優良		少し		不可		
英語力（理解）	優良		少し		不可		
パソコンスキル	優良		少し		不可		
クラス分け委員になりたい理由。 ここ4年の間のアーチェリー経験も記入してください。							
国内アーチェリー団体名							
国内競技連盟代表者 (注釈 - 国内アーチェリー団体から指名されていること)	氏名:						
	連盟内の役職:						
	署名:						
申込者の署名							
日付							

本用紙を世界アーチェリー連盟へ送付すること

[本書の先頭に戻る](#)

付録 2

視覚障がい (VI) クラス分け

視覚障がいのクラス分けは視力だけにに基づき、IBSAのB1、B2、およびB3クラスを参照する。

- B1：両目ともに光の知覚がないから光の知覚がある、まで。どんな距離・方向からも手の動きを認識できない。
- B2：手の形を認識できる視力から視力2/60まで
- B3：視力2/60以上から視力6/60まで

クラス分けは、両目の検査および最良の目における最良の補正に基づいているものとする（例：コンタクトレンズや補正レンズを使う競技者は全員、クラス分け時に装着していなければならない、それらを装着して競技する意向があるかないかに関わらない。また、競技者が右利きか左利きかは関係ない。）

競技者は、アライメント（整列）、照準、行射の間、常に的に向いていなければならない。

クラス分けは、異なる距離表のLogMAR値を使い決定される。

世界アーチェリー連盟ウェブサイトの[パラアーチェリーのページ](#)で、VI（視覚障がい）の医療受診報告書（VI Medical Intake Form）を入手できる。

[本書の先頭に戻る](#)

付録 3

世界アーチェリー連盟・再国際クラス分け用申請書

再国際クラス分けの申請を希望する競技者は、世界アーチェリー連盟ウェブサイトで申請用紙を入手できる。競技者の健康状態が変化した場合に必要となることがあり、Review Date（再評価日）およびConfirmed（認定済み）を受けている競技者が申請できる。

申請用紙は以下のリンクからダウンロードできる。

[World Archery Para Archery](#)

用紙は、申請者が記入し、競技者と国内加入組織（National Member Association）の両方の署名を記入して世界アーチェリー連盟事務局にEメールで提出しなければならない。

競技者は、現在のクラス分けクラスとステータス、現在のクラス分けの日付、現在のクラス分けを受けた会場、および再クラス分けを受ける理由を提供しなければならない。

重要な注記：

前回の医療受診報告書と新しい医療受診報告書と一緒に提出されなければならない。新しい医療受診報告書が再クラス分け申請をする12ヵ月以上前に書かれたものは不可。

また、現在のクラス分けカードの写しも提出すること。

申請者の加入組織が該当する報告書をすべて完成していない場合、申請書は受理されない。

[本書の先頭に戻る](#)

付録 4

抗議と上訴

1. 抗議

- 1.1. 本規則において「抗議」という言葉は、[IPCクラス分け規程の抗議と上訴のための国際基準 \(IPC Classification Code International Standard for Protests and Appeals\)](#) の定めることになり使用される。「抗議」は、競技者の競技クラス (W1, W2 または立位) に対し正式な異議を唱え、その後解決されるまでの手続きを意味する。競技者の競技クラスステータス (ConfirmedやReview) への抗議はできない。
- 1.2. 抗議要請が成功すると、「抗議パネル (Protest Panel)」と呼ばれる異なるクラス分けパネルによる追加の競技者評価が実施されることになる。この再評価は、できるだけ早い機会に実施されるべきだが、再評価を行う異なるパネルを確保するため、後の大会まで行われなくてもあり得ると認識されている。抗議評価が後の大会で行われることになる場合、当初のクラス分けが有効である。
- 1.3. いかなる競技大会においても、競技者のクラスには**1度**だけしか抗議することができない。この制限は、世界アーチェリー連盟の抗議を通して例外的な状況下で提出された抗議には適用されない。
- 1.4. 抗議は、競技会への参加、および競技会のスケジュールや結果への影響を最小限に抑えるやり方で解決されるものとする。抗議が解決されている間は、競技会の一部／全体、または結果の発表を遅らせる必要がある場合もある。そのような遅延のいかなるものも、TD (技術代表)、開催地組織委員会、および当該大会の審判委員会の委員長と協議されなければならない。
- 1.5. 抗議は、競技会期間中のクラス分けが行われている時に、以下に定める期限内に限り提出することができる。その期限を過ぎてから抗議を提出することはできない (例外的な状況下で、世界アーチェリー連盟の代表者により提出された抗議は例外とする)

2. 競技会期間中の抗議手順

- 2.1. 抗議の申し立てが認められているのは、抗議の対象である競技者を管轄する国内競技団体 (NF) の権限を有する代表者に限る
- 2.2. 競技会のパラアーチェリー国際主任クラス分け委員は、抗議を受領する権限を有する国際連盟 (IF) の代表者とする

- 2.3. 競技者の競技クラスにかかる抗議は、競技者のNFにより予選ラウンドが終了してから30分以内に提出することができる
- 2.4. 世界アーチェリー連盟クラス分けの抗議申請書（Protest form）は、すべて英語で記入されなければならない
- 2.5. 抗議申請書の中に記されているすべての書類の写しは、抗議申請書と一緒に、または申請書提出後1時間以内に提出されなければならない
- 2.6. 40ユーロ（€）もしくは50米ドル（\$）の抗議手数料は、抗議申請書と一緒に納めなければならない。抗議が支持された場合、または抗議が拒否された場合で、世界アーチェリー連盟にとって特に興味深いものだと見なされた場合には、抗議手数料は返却される

さらなる抗議は、「例外的な状況」を除いて、一切認められない（以下の手順を参照）

3. 抗議手順

- 3.1. 抗議申請書は、必要書類と手数料と併せて、抗議の審査を行う競技会のパラアーチェリー国際主任クラス分け委員に提出する。
- 3.2. 国際主任クラス分け委員が確認する中で、書類が抗議を支持していない、または書類に記載されている条件が満たされていない場合、抗議は拒否される。
- 3.3. 審査が終了次第、詳細な報告書がすべての関係者に提供される。
- 3.4. 抗議要請が条件を満たしていると見なされた場合、現在のクラス分けステータスは維持されるが、抗議の結果がでるまで「Review」に変更される
- 3.5. 抗議パネルは、対応可能な他のクラス分け委員がいる場合、競技会のパラアーチェリー国際主任クラス分け委員によって任命され、抗議の評価が実施される。競技会で抗議パネルを手配できない場合、クラス分け委員長は、競技者の国内組織と協議の上、抗議パネルを構成できる別の機会を特定する。その場合、上記の手順に従う。
- 3.6. 抗議パネルには、以下に該当するクラス分けパネルのメンバーだった者が一切含まれてはならない。
 - 3.6.1. 抗議決定を下したクラス分けパネル
 - 3.6.2. 抗議決定が下された日付に先立つ12ヵ月間のうちに抗議対象の競技者の選手評価に関与したクラス分けパネル。ただし、抗議を申し立てた当該国内組織、各国パラリンピック委員会、または国際競技連盟（IF）が別途認めた場合は除く。
- 3.7. パラアーチェリー国際主任クラス分け委員は、抗議パネルにより行われる選手評価の実施日時をすべての関係者全員へ通知する。
- 3.8. 正式な評価承諾書（evaluation permission form）は、該当する競技者が記入と署名をしなければならない。そして最新の医療受診報告書を付けて、抗議提出書類とともに抗議パネルに提出する。

- 3.9. 抗議評価が完了すると、その結果は関係者全員に通告され、当初指定された競技クラスが確定されるか、新たな競技クラスが与えられる。

いずれの決定がなされたとしても、その決定を最終的なものとし、これ以上の抗議は一切受け付けられない。

3.10. 抗議パネルを利用できない場合の規則

- 3.10.1. 競技会で抗議の申し立てがありながら、その抗議が当該競技会で解決される機会がない場合、

3.10.1.1. 抗議対象である競技者は、その抗議が解決されるまでの間、競技クラスはReviewステイタスとして競技への出場を許可されなければならない

3.10.1.2. できるだけ早い機会に抗議が解決されるようにするため、あらゆる妥当な措置を講じなければならない。

- 3.11. 抗議パネルがクラス分けを「Reviewステイタス」に指定する場合、再評価が完了されなければならない具体的な日付を新しいクラス分けカードに記載する
- 3.12. 抗議を申し立てる国内競技連盟（NF）は、すべての抗議手順の必要条件が確実に順守されていることに対し単独で責任を負うこととなる。
- 3.13. パラアーチェリー国際主任クラス分け委員は、国内競技団体（NF）により申し立てられた抗議に対して正当な理由がない場合、または必要となるすべての情報がそろわないまま抗議申請書が提出された場合、抗議を却下できる。
- 3.14. 国内競技団体（NF）は、抗議に関してパラアーチェリー国際主任クラス分け委員より特定された不備を割り当てられた時間内に修正できる場合、抗議を再提出できる（この時間は抗議書類が返却されてから始まるものとする）。すべての抗議手順の必要条件が適用される

4. 例外的状況下における世界アーチェリー連盟の抗議

国際主任クラス分け委員は、競技会期間中または競技会に先立って、いつでもいかなる競技者に関しても、例外的な状況下（Exceptional Circumstances）において、国際連盟（IF）の代わりに、世界アーチェリー連盟（国際競技連盟）を代表して抗議を行うことができる

例外的な状況下での抗議は、パラアーチェリー国際主任クラス分け委員が以下のことを確認することから起こり得る

- 競技者の障がいの程度に明らかな変化が生じる
- 競技会前や競技開催中に競技者が著しく劣った、または優れた能力を示し、競技者の現行のクラスを反映していない
- クラス分けパネルが、競技者の能力にそぐわないクラスに割り当てるといふ明らかな誤りを犯す

従うべき手順：

例外的な状況下で国際競技連盟の抗議を開始する世界アーチェリー連盟の手順は次のとおりとする：

- 4.1. 大会のパラアーチェリー国際主任クラス分け委員は、練習中、概して行射前後の競技者を注意深く観察する。クラス分けチームの他の委員と協議の上、競技者が上記の基準に満たないと思われる場合、パラアーチェリー国際主任クラス分け委員は、「競技者の氏名」に対して例外的な状況下で国際競技連盟の抗議を開始する旨を関連する国内競技連盟（NF）または国内パラリンピック委員会（NPC）に報告する。
- 4.2. WAのウェブサイトで購入できるPiEC用紙（Protest in Exceptional Circumstances（PiEC）例外的な状況下の抗議用紙）は、英語で記入されるものとする。国際主任クラス分け委員の観点から適切な場合は、写真または動画による証拠が提供されることがある。
- 4.3. PiECパネルは、対応可能な別のクラス分け委員がいる場合、大会のパラアーチェリー国際主任クラス分け委員により任命され、抗議評価が実施される。PiECパネルは、もとのパネルよりも同等かそれ以上のステイタスおよび経験のあるクラス分け委員2名で構成される。抗議パネルのメンバーには、最新の競技者のクラスの割り当てを決める評価を行った者が含まれてはならない。ただし、その最新の評価が、抗議が提出された18ヵ月以上前に行われていた場合はこれに当てはまらない。
- 4.4. パラアーチェリー国際主任クラス分け委員は、PiECパネルにより実施される選手評価の実施日時を関係者全員に通知する。
- 4.5. 正式な評価承諾書（evaluation permission form）は、該当する競技者が記入と署

名をしなければならない。そして最新の医療受診報告書と併せてPIECパネルに提出される。

- 4.6. 抗議評価が完了すると、その結果は関係者全員に報告され、当初指定された競技クラスが確定されるか、新たな競技クラスが与えられる。

いずれの決定がなされたとしても、その決定を最終的なものとし、これ以上の抗議は一切受け付けられない。

- 4.7. PIECパネルがクラス分けを「Reviewステイタス」に割り当てる場合、再評価が完了されなければならない具体的な日付を新しいクラス分けカードに記載する。

競技会で抗議パネルを手配できない場合、クラス分け委員長は、当該競技者の国内組織と協議の上、PIECパネルを構成できる別の機会を特定する。この場合、上記の手順に従う。

5. 上訴

「上訴」という言葉は、実施されたクラス分け手順の方法に対して正式な不服申し立てが行われ、その後どのように解決されるかまでの手順を意味する。

- 5.1. 国内組織（National Associations）に限り、上訴を申し立てることができる。
- 5.2. 世界アーチェリー連盟は、IPCのクラス分け上訴委員会（BAC : IPC Board of Appeal for Classification）を上訴機関に指定している。
- 5.3. 上訴は、世界アーチェリー連盟が本ハンドブックに記されているクラス分け規則を不当に適用している、または同規則を犯している、と当該国内組織が認識する場合に限り提出される。
- 5.4. 上訴機関には、上訴を支持、またはその上訴を却下できるが、いかなる決定を改正する権限はない。とりわけ、いかなる競技者の競技クラスまたは競技クラスステイタスを変更する権限はない。
- 5.5. 上訴機関は、かかる問題を解決するために別の改善措置で対応できると判断した場合、上訴の受け取りを辞退できる。

上訴手順

5.6. 上訴申し立ては以下でなければならない

- 5.6.1. 決定が訴えられてから30日以内に国内組織より申し立てされなければならない。
- 5.6.2. 決定の写しを添付して上訴された決定を特定しなければならない。
- 5.6.3. 上訴の理由を明確に定めなければならない。
- 5.6.4. すべての書類、写真素材、または証人を特定し、上訴を実証しなければならない。
- 5.6.5. 世界アーチェリー連盟よりその時々で定められた手数料を支払わなければならない。上訴が支持された場合、その手数料は返金される。
- 5.6.6. 決定の写しを添付して上訴された決定を特定しなければならない。

5.7. 世界アーチェリー連盟は、当該国内組織が他の改善措置の可能性をすべて利用していないと見なした場合、上訴を拒否できる。

5.8. 上訴機関は、上訴人 (the Appellant) と被申立人 (the Respondent) により提供された資料で上訴を解決する。クラス分けの抗議またはPIECおよび抗議によるクラス分け結果は、訴訟手続きまたは懲戒的な手続きではないことに留意しなくてはならない。それらは管理上のプロセスであるため、適用するのに「公正さ」または自然的正義は必要なく、単に規定が正しく順守されたということである。NE (不適合) を含む競技クラスを割り当てることは、制裁の本質ではない。これは管理上の決定の本質におけるものであり、競技の技術的判断の特徴を持つ。

5.9. 可能な限り早く対面または電子的手段による聴聞を行った後、上訴機関はその結果を書面で関係者に提供する。かかる上訴が大会期間中に行われる場合、その結果は大会組織委員会にも提供されるものとする。

5.10. 結果は最終であり、さらなる検討の対象にはならない。

付録 5

本文書で紹介された文書のリンク

- 世界アーチェリー連盟ルールブック <https://worldarchery.org/Rules>
- IPCハンドブック <https://www.paralympic.org/the-ipc/handbook>
- IPC競技者クラス分け規程メインページ
<https://www.paralympic.org/2007-classification-code>
- IPC競技者クラス分け規程
https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/151218123255973_2015_12_17%2BClassification%2BCode_FINAL_0.pdf
- 出場資格のある障がいのためのIPC国際基準
https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/161004145727129_2016_10_04_International_Standard_for_Eligible_Impairments_1.pdf
- 競技者評価のための国際基準
https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/161007092547338_Sec+ii+chapter+1_3_2_subchapter+2_International+Standard+for+Athlete+Evaluation.pdf
- 抗議と上訴のための国際基準
https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/161007092639463_Sec+ii+chapter+1_3_2_subchapter+3_International+Standard+for+Protests+and+Appeals.pdf
- IPC競技者クラス分け基準第1章3- IPCクラス分け基準：最良の実践モデル、意図的不実表示規則
https://www.paralympic.org/sites/default/files/document/141113161802225_2014_10_10+Sec+ii+chapter+1_3_Models+of+best+practice+_Intentional+Misrepresentation+Rules.pdf
- 世界保健機関ICD 10
<http://apps.who.int/classifications/icd10/browse/2010/en>

その他の役立つリンク：

- 世界アーチェリー連盟ウェブサイトーパラアーチェリー <https://worldarchery.org/Para-Archery>
- VI医療受診報告書 <http://documents.worldarchery.org/documents/?doc=94>
- パラアーチェリークラス分け医療情報受診報告書 -
http://www.archery.hr/dokumenti/WA%20para_medical_form.pdf
- 世界アーチェリー連盟クラス分け委員のリスト
<http://documents.worldarchery.org/documents/?doc=92>
- クラス分けマスターリスト
<http://documents.worldarchery.org/documents/?doc=3946>